

国民健康保険税に係る個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の見直しについて

令和3年2月12日
市 民 部

1 趣旨

平成30年度の税制改正により、令和3年度以降に課税する地方税において、基礎控除額、給与及び公的年金等にかかる所得控除額の見直しが行われたことから、国民健康保険税に係る軽減判定基準要件を改めようとするものである。

2 見直しの内容

国民健康保険税の課税において、所得に応じて、応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みを市税条例（昭和25年9月1日条例第16号）で定めている。今回の税制改正に伴い、給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げとなる一方、基礎控除額を10万円引き上げる振替措置が行われることから、7割・5割・2割軽減において援用している基礎控除額「33万円」を「43万円」に引き上げるとともに、給与所得控除と公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属する世帯について、基礎控除額の引き上げが反映されるようその算定式を見直し、軽減判定に不利益を生じさせないよう同条例を改めようとするものである。

（軽減判定基準要件）

区 分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
5割軽減	$33万円 + 28.5万円 \times \text{被保険者数}$	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 28.5万円 \times \text{被保険者数}$
2割軽減	$33万円 + 52万円 \times \text{被保険者数}$	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 52万円 \times \text{被保険者数}$

3 施行期日

令和3年4月1日